

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することとされています。

また、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等が必要になります。

I 健全化判断比率

全ての指標について、早期健全化基準を下まわっています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
相模原市	赤字は無い	赤字は無い	2.7%	2.0%
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25%	400%
財政再生基準	20%	30%	35%	

早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

財政再生基準とは

実質赤字比率、連結実質赤字比率または実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体となり、財政再生計画の策定・公表をしなければなりません。また、地方債の発行が制限されます。

詳細は次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計		実質収支額
一般会計		15,984,029
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0
公共用地先行取得事業特別会計		0
公債管理特別会計		0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計		62
実質収支額 計		15,984,091
一般会計等の実質赤字額	a	赤字は無い
標準財政規模	b	180,308,481
実質赤字比率	a / b	※1 —

※1 実質収支が黒字となり実質赤字額が生じないため、実質赤字比率は算定されません。

○ 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

対象となる会計	実質収支額
一般会計	15,984,029
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0
公共用地先行取得事業特別会計	0
公債管理特別会計	0
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計	62
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	578,925
国民健康保険事業特別会計(直営診療勘定)	6,635
自動車駐車場事業特別会計	28,977
介護保険事業特別会計	1,962,661
後期高齢者医療事業特別会計	270,385
実質収支額 計 ①	18,831,674

対象となる会計	資金不足・剰余額
簡易水道事業会計	180,881
下水道事業会計	5,413,365
資金不足・剰余額 計 ②	5,594,246
連結実質収支額 ①+②	24,425,920
連結実質赤字額 a	赤字は無い
標準財政規模 b	180,308,481
連結実質赤字比率 a / b ※2	—

※2 連結実質収支が黒字となり連結実質赤字額が生じないため、連結実質赤字比率は算定されません。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、算定初年度(平成19年度決算)から、全会計で赤字は発生していません。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度		令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方債の元利償還金		22,614,189	22,802,339	22,905,794
準元利償還金		8,681,827	8,340,052	8,444,883
元利償還金・準元利償還金 計	a	31,296,016	31,142,391	31,350,677
特定財源	b	9,119,328	8,922,489	9,116,039
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	c	17,515,449	17,650,953	18,012,856
標準財政規模	d	180,308,481	185,703,850	175,892,022
実質公債費比率(単年度)	$\frac{a-(b+c)}{d-c}$	2.9	2.7%	2.7%
実質公債費比率(3か年平均)		2.7	2.7%	2.6%

準元利償還金とは

公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰出金や、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等。

実質公債費比率は、前年度と同じ2.7%となっています。

実質公債費比率を構成する分母のうち、標準財政規模が令和3年度の普通交付税の再算定等の影響がなくなったため減額したものの、3か年平均では前年度と同じ2.7%となったものです。

○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位:千円)

決算年度	令和4年度	令和3年度	増減
地方債の現在高	282,643,230	291,630,511	▲8,987,281
債務負担行為に基づく 支出予定額	14,189,498	15,080,551	▲891,053
公営企業債等繰入見込額	35,990,713	37,279,883	▲1,289,170
組合負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	42,049,393	42,113,782	▲64,389
設立法人の負債額等負担見込額	349,998	405,111	▲55,113
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0
将来負担額 計 a	375,222,832	386,509,838	▲11,287,006
充当可能基金額	65,488,524	49,115,409	16,373,115
特定財源見込額	59,189,292	61,770,316	▲2,581,024
地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額	247,168,323	251,678,220	▲4,509,897
充当可能財源等 計 b	371,846,139	362,563,945	9,282,194
標準財政規模 c	180,308,481	185,703,850	▲5,395,369
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 d	17,515,449	17,650,953	▲135,504
将来負担比率 $\frac{a-b}{c-d}$	2.0	14.2%	▲12.2

将来負担比率は、前年度と比べると12.2ポイント低下の2.0%となっています。

これは、将来負担比率を構成する分母のうち標準財政規模が減少した一方で、分子も財政調整基金等の充当可能基金現在高の増加等により、分子全体が減少したことによるものです。

II 資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

対象となる会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	資金不足は無い	20%
下水道事業会計	資金不足は無い	

経営健全化基準とは

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化団体となり、基準以上となった公営企業ごとに、経営健全化計画の策定・公表をしなければなりません。

算定初年度(平成19年度決算)から、全ての公営企業において、資金不足は生じていません。